

事業所から出たごみの処理について

■ 事業所から出たごみ(資源物以外)は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別する必要があります。

(産業廃棄物以外の廃棄物)

リサイクル不可な紙類

コーティング紙、紙コップ等 💜

紙類以外

感熱紙、写真、ちり紙、

紙類のリサイクル可否は

右記QRコードから

「紙類分別図鑑」を

ご参照ください。

■ ルールを理解し、適正なごみ処理をお願いします。

ごみの

リサイクル

不可能

分 別





①リサイクル可能な紙類

新聞、OA紙、雑誌、ダンボール、 機密書類、シュレッダー紙等

※令和6年1月より、 リサイクルが可能な紙類は、 市の清掃工場に搬入できません!

②紙類以外

作業服、制服、古布等



6

食料品の売れ残り、 野菜くず、魚あら等



堺市再生古紙

取扱事業所の紹介

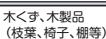
廃プラスチック類

再生資源化業者



汚れた布等 (合成繊維を除く)

厨芥ごみ、 残飯、茶葉等









下記のいずれかの方法で清掃工場へ搬入

1. 自己搬入

2.収集運搬許可業者へ委託

堺市一般廃棄物収集 運搬業許可業者一覧



3. 継続収集

申込先:環境業務課 指導係 072-228-7429

清掃工場

◆クリーンセンター東工場 東区石原町1-102 072-252-0815

◆クリーンセンター臨海工場 堺区築港八幡町1-70 072-282-7400

< 抜 粋 >

- ●汚泥
- ●廃油
- ●廃酸
- ▶廃プラスチック類 (汚れの有無を問わない)
- ●ゴムくず
- ●ガラスくず・コンクリートくず・ 陶磁器くず
- ★紙くず

(建設業、製紙業、紙加工製造業、 印刷加工業など)

★木くず

(建設業、木材製造業など)

★繊維くず

(建設業、繊維工業など)

★動物性残さ (食品製造業など)

※●については、あらゆる事業活動に伴い 排出されるものであり、★は特定業種に限り 産業廃棄物に該当します。

※()内の業種は一例です。

上記以外の産業廃棄物の 種類は右記QRコードを ご確認ください。



産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の処分が可能な業者は 大阪府産業資源循環協会 (06-6943-4016)へご確認下さい

堺市事業系一般 廃棄物再生輸送業 指定業者一覧

堺市古紙回収協力

事業所一覧

大阪府 登録廃棄物 再生事業者名簿



•

従業員が昼食時などに食べた弁当やカップ麺等のプラスチック製容器やペットボトルは汚れの有無に関わらず産業 廃棄物(廃プラスチック類)に分類されます。

そのため、事業系一般廃棄物(リサイクル不可の紙類、汚れた布、厨芥ごみなど)と分けて、産業廃棄物処理業者へ 処理を委託しなければなりません。

また、産業廃棄物を従業員が自宅に持ち帰り、家庭ごみとして市のごみ収集に出すことは、廃棄物の投棄禁止規定 (廃掃法第16条)に抵触するおそれがあります。

堺市 環境事業部 資源循環推進課 ■ 問合せ先